

## 東京都医療施設耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱

平成26年4月1日25 福保医救第1454号  
平成26年10月17日26 福保医救第787号  
平成27年12月28日27 福保医救第974号  
平成28年7月1日28 福保医救第387号  
令和元年12月9日31 福保医救第1090号  
令和3年8月13日3 福保医救第477号  
令和4年5月19日4 福保医救第37号  
令和4年8月19日4 福保医救第733号  
令和6年6月20日6 保医医救第441号

### (目的)

第1条 この要綱は、不特定多数の者が利用する医療施設が、災害時の機能確保が必要な施設であることから、利用者の安心・安全を確保するために必要な耐震改修等を行う施設に対して、東京都がその費用の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことについて必要な事項を定め、もって、医療施設等の耐震化の推進に資することを目的とする。

### (通則)

第2条 この補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において、「不特定多数の者が利用する医療施設」とは、要緊急安全確認大規模建築物を持つ病院をいう。ただし、国及び地方公共団体が設置する施設を除く。

2 この要綱において、「耐震改修等」とは、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する工事とする（擁壁の耐震改修又は除却を含む。）。

### (補助対象等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付は、東京都知事（以下「知事」という。）が医療施設等の開設者に対して行うものとする。ただし、次に掲げる者については補助対象者とはしない。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

(4) 法人その他の団体の代表者、役員又はその他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

2 補助対象施設（以下「対象施設」という。）は、要緊急安全確認大規模建築物を持つ病院のうち、次の各号に規定する要件をいずれも満たす施設とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された施設であること。

(2) 開設者が所有する施設であること。

(3) 各施設に適用される法律、要綱等の基準に適合する施設であること。

(4) 耐震改修等においては「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により耐震診断を実施しており、その結果に基づき耐震改修等を行う必要があると認められる施設であること。

3 要緊急安全確認大規模建築物の建替えに関する事業は、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなくてはならない。

(1) 建替え後の建築物は、原則として省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すること。

（補助対象事業等）

第5条 補助対象となる事業は、対象施設の耐震改修等のうち、令和8年3月31日までに着手するものであること。

2 補助対象経費は別表のとおりとする。

（補助金の交付額）

第6条 この補助金は、別表に定める算定方法により算出した額を都の予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）その他必要とする書類を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

2 この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前項に定める規定に準じて変更交付申請書（第1号様式の2）その他必要とする書類を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条による交付申請があった事業について、適当と認める場合は、

第 12 条の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 9 条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

(補助金の請求)

第 10 条 第 12 条第 13 号に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書（第 2 号様式）に必要とする書類を添付し、知事に請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第 11 条 知事は、前条による請求により事業の出来高に応じ、速やかに交付するものとする。

(補助条件)

第 12 条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 他の補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 契約

ア 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。

イ 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ウ 契約手続の取扱い

耐震改修等を行うために締結する契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成 17 年 4 月 1 日付 16 福保医政第 1450 号）に準じること。

(3) 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち、軽微なものについては、その限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### (4) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (5) 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 12 日付厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

#### (6) 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### (7) 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより補助事業者が収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本都に納付させることがある。

#### (8) 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかななければならない。

#### (9) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### (10) 状況報告

ア 補助事業者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（第 3 号様式）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

#### (11) 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを補助事業者に命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を補助事業者に命ずることがあ

る。

#### (12) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内又は別に定める期日までに事業実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (13) 補助金の額の確定等

知事は、前号の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

#### (14) 是正のための措置

知事は、前号の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に命ずることがある。

第12号の実績報告は、この号の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

#### (15) 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）により知事に報告しなければならない。

なお、この場合知事は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることができる。

#### (16) 決定の取消し

ア 補助事業者又は、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 補助金の交付決定を受けた者が第4条第1項ただし書に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、第13号の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### (17) 補助金の返還

ア 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところによりその額を返還しなければならない。

イ アの規定は第13号の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合に

において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

ウ 知事はアの規定にかかわらず、前号の規定に基づく取消しをした場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(18) 違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、第16号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ ア及びイに規定する年当たりの割合は、<sup>うるうどし</sup> 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(19) 他の補助金の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都保健医療局医療政策部長が別に定める。

附 則（25 福保医救1454号）

この要綱は決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（26 福保医救787号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（27 福保医救第974号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（28 福保医救第387号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（３ 福保医救第 1 0 9 0 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（３ 福保医救第 4 7 7 号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（４ 福保医救第 3 7 号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

附 則（４ 福保医救第 7 3 3 号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（６ 保医医救第 4 4 1 号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

| 1 事業内容    | 2 基準額                                                                                                                                      | 3 補助対象経費                          | 4 算定方法                                                                                                           |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の耐震改修等 | <p>(1) 補助対象面積<br/>施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震改修等を実施する延べ床面積 (㎡)</p> <p>(2) 補助単価<br/>51,200円/㎡ (注2)<br/>ただし、免震工法等により耐震補強を行う場合<br/>83,800円/㎡</p> | 施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震改修等に要する費用 | 補助対象面積に補助単価を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費(注1)及び工事事務費の実支出額(ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額)とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額 |

(注1) 工事費又は工事請負費については、次に掲げる費用は補助の対象としないものとする。

- 1 土地の買収又は整地に要する費用
- 2 既存建物の買収
- 3 その他、施設整備費として適当と認められない費用

(注2) 耐震診断の結果、 $I_s$  (構造耐震指標) の値が0.3未満相当である場合は56,300 (円/㎡)